

maruko給付特待生の募集

島根県育英会では、立派なふるまいで、高い志を持って勉学に励み、将来にわたって有形無形にふるさと島根のために貢献できる学業成績が優秀な人を対象にmaruko給付特待生の募集を行います。

令和6年4月に大学へ入学する予定の人で、申込時の収入(所得)の制限はありません。

☆応募資格

次の①～③のすべてを満たす人

- ① 島根県出身者であること
- ② 令和6年4月に大学へ入学すること(大学院及び短期大学を除く)
- ③ 出身又は在学高等学校長の推薦を受けることができること

(注) 島根県出身者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

○本人の住所が通算して5年以上島根県内にある者

○父母またはこれに準ずる方の住所が島根県内にある者

(注) 他制度利用予定の方も応募できます。

【給付額】 月額5万円

【給付期間】 令和6年4月から4年間

医学部等4年を超える大学にあっても4年間を限度とします。

また、留年、休学、長期の欠席をしたとき、停学その他の処分を受けたとき、性行の不良が認められたとき等は、奨学生の資格を失い、奨学金の給付が打ち切られます。

【募集人員】 2名程度 出雲商業高校からの推薦は1名を上限

希望者は、9/15 までに、クラス担任に申し出てください

【学校推薦】 校内推薦者は1名を上限

(応募者多数の場合は、経済状況等を基準にして、校内で1名選考します)

【願書受付】 令和5年9月1日(金)～令和5年10月31日(火)

校内出願期限 令和5年10月10日(火)

【出願手続】 次の書類を高等学校へ提出

- ① maruko給付特待生願書
- ② 作文

【テーマ】

あなたにとって、これまでの経験の中で「一番」と思えることは何ですか。そして、そのことをふまえ、あなたがこれから挑戦したいことについて述べて下さい。タイトルは自分でつけて下さい

(留意事項)

・400字詰め原稿用紙3枚以内、自筆とする。(ワープロ不可)

・1行目：タイトル 2行目：学校名、氏名 3行目から本文とする

③ 在学高等学校長の推薦書

④ 高等学校長の証明する調査書(開封無効)